

第3回本人確認情報保護審議会議事録(2003.2.21)

出席委員

不破委員(審議会会長)、櫻井委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、山本市町村課長、松林情報政策課長 ほか

司会：

ただいまから第3回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。

開会にあたりまして知事からあいさつを申し上げます。

田中知事：

すでに第3回の本人確認情報保護審議会でございます。日本の政府からこうした審議会を設けるべきであるということのもとで、皆様に、県内の方また県外の方にもご参加いただいております。皆様がたいへんお忙しい中を、長野県内には120もの市町村がございますが、その120の市町村の中のいくつかに関しては現場にもお出かけになり、実際の担当をなさっている方々からも既に運用が開始されておりますネットワークシステムに関して様々な忌憚のないご意見をお聞きいただいているということで、この点について改めて感謝申し上げたいと思います。

まさに長野県は現場主義ということ掲げておりまして、頭の中で書類を考えて書く前に、体で、現場で感じたことを、そのことを市民のために至らない点があれば行動をし、共に、市民と共に悲しみや疑問や或いは憤りを共有して、いつの日か市民と共に微笑みあえるような社会を形作ろうということを職員にも申しております。

今日も皆様から深いご経験や知識に基づいてのご意見を承れるものと期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

司会：

それではこれより審議に移ります。会長の方から進行をお願いいたします。

不破会長：

はい。

本日はお忙しいところありがとうございます。これより審議事項に移りたいと思います。本日は15時30分終了を目途としておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日はこの会場における審議終了後、県の個人情報保護というものがどうなっているのかということ調べるために県の機器設置室の視察も予定しておりますが、事柄の性格上、この部分は非公開で行いたいと思いますのでご承知おき願います。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムに関する市町村現地調査の結果についてですが、前回の審議会において市町村に対して文書でアンケートの形で調査を行った結果について審議をしたわけですが、その中で各委員の中から市町村の実際の現場に伺って担当者からヒアリングなど自由討議をさせていただいて、更に現地の現状を把握したらどうかという提案がございました。そこで調査対象の市町村を私ども委員で決定させていただきまして、先週から今週にかけて各委員が現場に出向き、担当者からのヒアリングや現場における調査を行いました。

この調査結果につきましては、皆様のお手元の資料1として配布してございますので、この報告書の概要につきまして私の方から説明させていただいた後、各委員からのご意見ご提言等をいただければと思います。

資料1はお手元にありますでしょうか。これを全部読んでおられますと時間がかかりますので、要点のみ、かいつまんでお話をさせていただきたいと思いますが、これを調査させていただきましたのは先週2月の14日そして17日、18日、19日です。どこの市町村へ行くかというのは、アンケート調査の結果から私ども審議会の中で更に担当者に聞きたい事項がある市町村を選定させていただきまして、私どもの審議会で各市町村と連絡を取り、結果的に市が3カ所、町が4カ所、村が1カ所の計8カ所を4日かけて廻らせていただきました。

調査方法ですが、私ども審議会のメンバー3人が市町村役場に伺いまして担当者とは面会し、それぞれ約90分程度の時間で自由にお話を伺いながら適宜私どもの方からも質問をさせていただきました。その間、県の関係者の方の立会いは無しということで、現場の方と私どもが直接会ったという調査方法でございます。以下の報告は、この担当者の方から自由にお話をいただいた内容を項目別に整理したものでございます。

まず、住基ネットがおかれているネットワークの環境などについてでありますけれども、一つずつの囲みが各市町村というふうに思っていただければと思います。囲みの順番は次の項目、次の項目、それぞれ変えてございまして、各市町村からのご要望でどこの市町村がどういうことを言っているかというのが極力類推できないようにしてほしいということを配慮させていただいております。

環境について例えばですが、一つ目の囲みにございます「庁内同一セグメント上に、イントラネットと従来の住基システムなどの業務系ネットが同居」しているのですとか、その少し下の方に「インターネット環境と住基のオンライン環境が同一ネット上にある。」それから同じような現象はその2つ下、上から3つ目の囲みにもございます、「住基ネット端末機収容HUBにポートが空いており、任意のパソコンを繋ごうと思えば繋がった」と。そのまた下に「CSに接続されている端末機と同一LAN上に多数のPCが接続されてい

る」などという問題がございます。このあたりにつきましては更にセキュリティ上の問題の有無について調査が必要と考えておりますし、この分野がご専門の吉田さんの方からこのあたりを少し説明をいただければと思います。それからこの他に各市町村に共通しておりますのは、操作者カードの保管方法でございまして、私どもの見た感じでは8市町村のうち6市町村で保管方法に問題がありました。具体的な保管方法を書くことはセキュリティ上差し控えておりますけれども、例えば鍵がかかる保管場所に操作者カードが入っている。ところが、その保管場所は操作者カードだけが入っているわけではなくて他の色々な書類等も入っておりますので、操作者、担当者以外の方もその鍵を使って中のものを取り出せるようになっているというような事柄であります。

それから次のページにいきまして、ほとんどの市町村が住基システムそのものは委託業者に開発を依頼していた中で、1カ所、地域情報センターに委託しているところがございます。そこにつきましては、各市町村から職員が長期間派遣されて、仕様の確定からプログラミングまで実施して、民間業者への委託、運用方法とは違う市町村自らの共同運営方式をとっているところがございます。

次に、担当者が感じている不安、実際に現場の担当者が感じている不安ですが、これはもう正に色々な不安を訴えていただきました。例えば一つ目の囲みにあります「住基ネットの運用にはITの専門知識が要求されるが、女性1名で戸籍、住基システムを担当しているため、今後の対応に非常に不安がある」、それから例えば次の囲み、2つ目の市町村ですけれども、例えば「入力ミスやエラー発生時のデータ修正に相当な知識と時間を費やさざるを得ない」、「修正方法が一様ではないため、マニュアルをいくら検討しても自力で対応することができず、一日、二日とかかったものがあった」、また、その下にありますけれども「マニュアルを全部理解できないほど複雑な事務処理になっている」、またその下にあります「操作者カードを挿しっぱなしにして離席し、その間に不正操作されることが有り得るが、職員操作の現実として、操作者カードを挿しっ放しにする可能性は高い」。また、「宇治市における事件は怖いと思っている」などの意見があります。また、その次のページにも、例えば次のページの二つ目の囲み「個人情報を守る体制、条例制定等が整うまではこの住基ネットへの参加を実は待ってほしかった」とか、「おそらく、今年度の末で担当者が交代するだろうが、新しい担当者も、住基ネットの事を知れば知るほど疑問を持つだろう」とか、「担当者は保育園、福祉医療、生活保護、母子福祉、戸籍等のかけ持ちでやっていて、そこに住基ネットというたいへん重い責任のものがかかってきて、不安で夜も寝られない状況にある」というようなことが訴えられました。総じて言えることは、現場の方は非常に真剣にこの住基ネットの重要性を認識しつつ取り組んでおられますけれども、実際にそういうインターネットに関するスキルですとか、操作に対するスキル等があまりないという実状でございまして、そういう中で必死になって責任を感じて取り組んでおられるというお気持ち伝わってまいりました。

次に住基ネットに関する意見ですが、例えば一つ目の囲み、「住民票のみで手続きで

きる申請は限定されているので、メリットはない」とかですね、それから「法律に基づいて対応せざるを得ないとの認識で、公務員として個人的意見を言うのは困難である」とか、それから次のページになりますけれども「現在のシステムではメリットは殆どなく、市町村のシステムとっているが、実際は国のシステムである」というシステムそのもののメリットに関して疑問を感じておられるところが多くあります。

また、4ページの下から二つ目の市町村は「広域交付というものが始まりますと、ベッドタウンであるその町では住民票の写しの交付は少なくなるだろう。職場がある大きな都市に出て、その場で広域交付を受ける人が増えるであろう。その場合は町の交付手数料の収入が減る。住基ネット関連で経費がかかっている、担当者も苦労していて、その結果、町の収入が減るという構図になっています」という訴えもありました。その他、「きっとメリットはあると信じてやっているんだけど、メリットについてはきっと国や県からそのうち教えてもらえるだろう」と思っているところがございます。

次に、住基ネットに関して住民の方からどのようなご意見があったかということですが、これは余り住民の方からの反応がないというのが、実は今回の私どもの感想であります。しかし、その中でも3番目の市町村では番号の通知書を返却した方が19人、番号の変更申請者が数十件ありました。それから、そのまた下のところには「電話がかかってきて、担当者の方に、送られてきた番号通知書を返したいと言ってきた。ところが担当者の方が『これはこういうふうに安心なんですよ』というふうに説明をしたら、納得をして受け取ってくれたんが、実は説明している本人自身が不安であった」というようなお話もございました。また、番号通知書の配布を自治会を通じて行ったところもございまして、このことに関して2件反対意見があったというようなケースもございます。ざっと言うとそれほど大きな反応はないということもございまして。

次に、担当者と首長との評価のずれという点でございます。これは色々なご意見がございますけれども、「合併問題が大変で、首長の方の関心は住基ネットに関しては薄い」とか、それから「現状では、首長と住基ネットに関する議論が可能な状況にはない」というようなご意見もございます。また、アンケート上は首長と担当者の意見は一致していると書いたんだけど、実は一致していないということもございました。ただ、その中に一件「首長と意見が一致している。むしろ首長は、住基ネットに対する非常に深い認識がある」というところもございました。

次に、住基カードへの取り組みにつきましては「当面、独自利用計画がない」というところが大半でございます。強いて利用価値を上げれば、「写真つき住基カードで本人を確認する身分証明書として活用する位だろう。しかし、これもICカードである必要はない」というところがございます。「基本的には特別な対応をするつもりはない」、「当面は慎重な対応となる」、若しくは「地域のICカードとの共通利用」を考えているところもあるけれども、それについての不安、それから開発費の負担も不安であると、心配であるということもございます。

6ページ一番下のところには「時間外・休日の証明書発行サービスがたいへん好評であり、役所の建物以外の場所で既に実施している。このサービスを病院など利用者の多そうな場所で提供したい。そのために住基カードを利用した証明書自動交付機を導入予定」であるということもございました。それから7ページに移りまして、最初の囲みで「カードを使って役場に寄らずに転出をした場合には、水道料や保険の手続などが残ってしまう恐れもあり、その場合は町の対応の手間はかえって増えるかもしれない」という懸念を表明されるということもございました。また、カードの交付の費用についても、いくつかの市町村で懸念を表されておられました。

最後に、県及び私ども審議会への要望として上がってきましたのは、一つは「戸籍協議会というのがあって、そこで色々な意見が出るはずだろう」というのが、前回事務局の方からのお話にありましたけれども、戸籍協議会につきましては、二つ目の囲み、三つ目の囲み、そして8ページ一番最後の囲みの市町村の方は、はっきりと「戸籍協議会の場では住基ネットに関して意見を十分に言う環境にない」、「協議会で発言しても仕方がないという雰囲気がある」という説明がございました。「市町村担当者でつくる全国連合戸籍事務協議会というのは戸籍事務に関する話題が中心であって、住基ネットに関する意見交換、議論は不足している」ということでありまして、ほとんどの市町村では「この住基ネットについてこれからもっと学んでいかなければいけない」、「住基ネットのネットワーク上の不安もある」また、「個々の担当者のITの技術、ネットワークの技術、セキュリティに関する技術についても不安があるので、そういうことを是非勉強していきたいし、また県から色々教えてもらいながら共に学んでいきたい」、「言いたいこと、聞きたいことがたくさんあるので、そのための意見交換会の様なものを開いていただきたい」というようなことをほとんどの市町村では表明されました。

また、8ページ一番最後の市町村ですけれども、「電子政府システムへのアクセスに必要な個人認証付与権限は県知事にあるのだから、知事はその件に関して説明責任を果たしてもらいたい」というような知事に対する要望もでておりました。ただ、このときには「日弁連の見解では、この権限は知事ではなく各市町村とすべきであるというふうに主張しています」というお話も委員の方からさせて頂いたということでもあります。

以上が私どもが4日にわたり実施調査をいたしました市町村現地調査の結果でございます。

ただ今から、各委員にこの調査結果についてのご意見などをいただきたいと思っております。なお、この本調査の趣旨から、個人のプライバシー、それぞれの担当者のプライバシーですとか、各市町村が特定されるような発言は慎んでいただきたいと思っておりますし、また具体的な何か問題点をご指摘の場合も、その市町村のセキュリティ対応の面で支障が生じることがないようにご配慮いただき、お話をいただければと思います。

それでは順にお話をいただきたいと思っております。まず最初にセキュリティの関係で吉田委員の方からお話しただけませんか。

吉田委員：

今般現場を見せていただきまして、いろいろな事が解りました。

一番率直に感じたことは、市町村でこんなにも違いが、差があるのかというのが率直な意見です。担当者がいらっしゃるのと、いらっしゃらないところ、それから兼務のところ、それからサーバを運用管理する担当者を設置しているところと、していないところがありました。

これだけでも大きな違いですけれども、そのコンピュータ関係の施設をですね、専用の部屋で区切ってですね、鍵を付けてあるものだろうと思っていたんですけれども、実態はそうでないところもありまして、後ろを振り返った棚の中にはですね、サーバ等の機器が置いてあって、誰でも少し入っていけば、その機器に直接手をふれることができるような環境にもなっているところがあり、かなりばらつきがあるとの印象を受けました。

先ほどの話なんですけれども、その中でも技術的な面で「これは大変なことになるな」と思われることがいくつかありました。技術的な側面でお話しをすると、外部から侵入されることは想定しておかなければならないけれども、非常に高いスキルをもった者が、大きなリスクを負って侵入してくることは、確率論的に非常に低いので大丈夫なんだという人もいますが、今回調査に伺いましたところ、市町村におけるシステム環境には非常に問題があることが解りました。

また、ワームという自己増殖型のウィルスはメールで送りつけるだけで自ら増殖してアクションを起こしていく能動的な病原体というのが普通になってきていますので、このあたりを検知して駆除することも非常に重要であるという風に思いました。

後はですね、いろいろな技術的なお話をしている上で、担当のみなさんから相談を受けたのですが、情報保護の視点、情報セキュリティ、いわゆるISMSと呼ばれるような視点で相談する場所、それからいわゆる勉強会的な資料、それからどういう問題が起こったときにどう対応するとその問題が短期間に解決できるのかというリスクヘッジな部分について相談できるところがなくて非常に困っていると、今日のような話を聞いたのは初めてであるというようなお話をいただいて、ある意味、私としても非常にショックでした。

不破会長：

次に中澤委員からお願いします。

中澤委員：

まあ個人という資格で回答されているわけですが、そういう中でも住基ネットそのものに疑問を持たれているというようなことが非常に多くある。それから実際に運用を担当する立場でおられて、そういう中で解らない、或いは負荷が増えてしまったという不安などをたくさん抱えておられる。また、国や県に対してたくさん要望を持っておられる。それ

から吉田さんがおっしゃられたようにセキュリティに関して詳しく調査しなければならない事例があったことなどが解ったということだと思います。

この中で一点なんです、これだけの不安があるわけなんです、14年度におきまして、総務省の方でセキュリティ監査を希望される市町村に対して監査を実施するということがあったわけです。先日、これを受けられたというところの方とお話をしたんですが、非常に受けて良かったというお話を伺っております。

そういう中で、事務局にお伺いしたいのですが、この検査自体は今年、14年度に関しては教育的な意味を持ったセキュリティ監査というようなことで、いわゆる抜き打ち的に国が入ってやるというような監査ではなくて、手を挙げられた希望される市町村に対して実施をするということだったはずなんです。長野県の場合、これに手を挙げられたところがあるのかどうかということと、それからもしその監査の内容が解ればどんなやり方をするのかとか、実際の中身が解れば教えていただきたいということが一つございます。

それからもう一つ、この中で不破会長の方から戸籍協議会というお話がでしたが、これは正確に申し上げますと戸籍住民基本台帳事務協議会でございます。そういう中で、あまり住基ネットに関して期待をしていないという声がたくさん上がっているわけなんです、これは、私は多分こういう事に起因していると思うんですね。戸籍住民基本台帳事務協議会自体は非常にうまく機能しておりまして、いろいろな、普段事務上起きている課題や悩みについてお互いに意見交換ができたりしているはずなんです。定期的にも開催されております。月一回くらいのペースで開催されていると思います。

戸籍事務に関しては法務省管轄ということになりますので、法務局或いは地方の支局といったところが指導の立場で参加をしておられます。住民基本台帳につきましては、そういう意味でいいますと、指導的な役割を果たす機関が参加をしていなかったわけですね、過去においては。と申しますのは、この住基ネットが始まる以前の段階では県も住民基本台帳に関わりをもっておりませんでしたので、入っていなかったんだと思うんです。そういう体制のまま今運営をされておりますので、聞けるような人や或いは指導をしていただけるような人が出ていないということで、このことに対して余り期待されていないんじゃないのかという感じがいたしておるところです。

それから、いずれにしましてもここにまとめられたようにたくさん意見が出ておりますので、今回これまでの調査というのは、とりあえず委員の皆さんが実態について勉強をしたいということで始まってきているわけですが、私としましてはこういった問題を二つの視点から整理されたらどうかなというのがあります。

一つの視点というのは、やはりこうやって並べてみますと、住基ネットそのものの是非に関するような意見という部分、それからもう一つは、住基ネットを運用しているの悩みと申しますか、運用を前提にして国へ要望したり、県へ要望したり、或いは改善していきたいというようなご意見ですので、この視点から二つに分けてみるというのが一つです。

もう一つの視点は、やはりこれから審議会を続けていくわけですので、いわゆる第1回

の審議会の折りに事務局からこの審議会の審議すべき事項というのが示されております。そういう中で、この審議会の審議事項に属する事項と属さない事項という視点から整理をしていったらどうかという風に思います。特に後者の視点についてはいろいろ住基法とか法律に関わってきますので、事務局に少し整理をしていただきたいという気はしております。その上でこれからの審議をどう進めていくか考えると非常にわかりやすくなってくるのではないかなとそういう感じがしております。

以上であります。

不破会長：

はい。

今、中沢委員さんの方から事務局の方に質問が一点ございましたので、まずそれについて事務局の方から総務省が希望者を対象に行いますセキュリティ監査について、長野県では監査を受けたところがあるのかどうか、今お解りでしょうか。

山本市町村課長：

この監査は全国で 100 団体程度を対象として、総務省の補助事業で外部の監査団体がセキュリティに関する監査を実施するもので、長野県においても 2 団体が対象団体として実施をしております。

不破会長：

ありがとうございました。

中沢委員の方からは本審議会の審議の範囲についてのお話ございました。これにつきましては、今日審議を進めていく中でもう少し各委員のご意見等も伺いながら詰めてまいりたいと思いますし、県の方からも発言があらうかと思えます。

次に清水委員、いかがですか。

清水委員：

私は 4 力所廻ったんですけども、ここにまとめられているのは正にまとめであって、どの自治体も 90 分ではとても時間が足りないくらいに色々話したいことがあり、それは技術的なことについてもそうですし、財政面でも話をしたい。しかし、国も相談にのってくれない、県も相談にのってくれない。そういう中で、何のためにあるのか解らないこのシステムを維持していかなければいけない。しかし、法律で決められたことだからやらなければいけないだろうというようなニュアンスではないですね。そういった強い意志をこの自治体にも感じました。

法律で決められたことなのでという言い方を多くのところでされていたわけなんです、他方で自治事務であるということについてはどのようにお考えなのかということについて

はほとんど意識をされていませんでした。私たちが行って、そのあたりの話をして初めて課長、係長クラスの人たちも従来の機関委任事務、法定受託事務というものと自治事務は違うということについて意識を持ったというようなところもありました。従って、技術的な面でも県と意見交換をしたい、聞きたいということもあるし、それから財政面、それから制度面、法律の面についても解らないことが現場では余りにもありすぎるといって、各自治体がバラバラに取り組んでいたのではこれはとてもやっていけないという発言がどこからも出ましたし、これは県がやはりもっとバックアップといたしますが、相談にのっていかねばいけない状況なのではないかと思いました。

この審議会の1回目のときに日弁連がアンケート調査したということについてご報告をしたと思うんですけども、県の方でもそれについての各自治体からの問い合わせや質問などについてはあったという風に伺っていました。それが具体的にどういう内容でどういうふうにお答えをしたのかということについては未だに答えをいただいておりますけれども、一つ二つの自治体について話を聞くだけでも、これは驚くべき深刻な事態です。それについて私たちは更に調査をする必要もあるのではないかという風に思っていますし、今回の調査は特にひどいところを選んでやったということではなくて、地理的に北から南の方になるべく分けた方がいいだろうとか、市、町、村というところに分けた方がいいだろうということで選びました。また、アンケートの中である程度意見を書いているところの方が話にのってくれるだろうというような要素で、たまたま選んだだけのことであって、私たちが訪問しなかったところが全てうまくいっているという風には今回の調査からするととても思えません。とすると、県の方の関わり方というのが余りにも今まで弱かったのではないか。国については尚更のことですけれども、ある自治体では去年の8月にスタートするしばらく前から県の方に、県民、住民に説明するための情報提供をしてほしいということを行ったけれども・・・、というところまで言って、その後は言いませんでした。しばらくたってから総務省からのパンフレット、見開き4ページ程度のものが送られてきて、それも非常に部数が少ないので、役場でコピーをして各地区で回覧をしたというようなことをやっただけであると、これではとても住民が納得できるはずがないというようなことを嘆いていました。

この8月から住基カードの使用が始まるわけですけれども、それについてもやはり事前に説明を十分にしていかなければいけないわけで、それを個々の市町村だけで独自にやることはできないので、国にも県にもその事前説明についても十分協力をしてほしいというようなことを言っていました。

私の方からは、県の事務局に対しての質問としては、今お話しした中にもありますけれども、県の方として市町村からの問い合わせ、この住基ネットが稼働開始する前、稼働してからでもいいんですけれども、具体的にどういう質問があって、どういうふうに対応されていたのか。フォローがどういうふうになされてきているのかということについて、具体的に市町村名、自治体名はけっこうですけれども伺いたいと思います。

以上です。

不破会長：

最後に事務局への質問がありましたが、市町村からどのような問合せがあって、どのように答えたのか今、分かりますか。

山本市町村課長：

市町村からの質問に回答したことでありますが、すべて書き残しているわけではありませんが、行っております。その他、先程話がありました戸籍住民基本台帳事務協議会からもいろいろと質問事項をいただきました。そして、その質問に対しては、私どもで文書を作りまして回答しております。そちらの方についてはただ今確認しております。

不破会長：

つまり、清水委員が聞きたいことは、私達が現地に行って聞いてきた深刻な話がたくさんあったわけですが、その時によく言われたことは「よく聞きに来てくれた」という雰囲気があるわけですね。言いたいことがたくさんあった、県に知ってもらいたいこと、相談したいことがあったということなのです。国に対しては、もっとあったかもしれませんが。そういう声が事務局の方に来ていたのか、いなかったのか、県に質問できる雰囲気があったのかどうかということ、清水委員は聞いているのだと思います。

山本市町村課長：

いろいろと質問されることにつきましては、私どもの方は出来る限り対応させて頂いていると考えております。たまたま、こういった現地調査をやっていただいて、見ていただいた中にも、いろいろ聞きたいこともあったが答えてくれなかったということもありましたが、中には質問を十分聞いてくれたという話が過去、資料の3ページですが、住基ネットに関して県に相談したらよく対応してくれたというような話もありまして、その点に関してはよかったのかなと思います。

清水委員：

よかったのかなというレベルの話ではなくて、私達は意図的にひどいところを選んでいくのではないのです。様々な所に行こうと典型的な選び方をしているだけなのです。それぞれの市にしろ町にしろ村にしろ、非常に困っているのです。技術的なことにしろ法律的なことにしろ、これからどれが金を食っていくかということに関して深刻に考えているのです。それに果たしてきちんと答えることができたのかということが問題なのです。そして私達はかなり具体的な質問について一つ一つ答えていったのです。そういうことをやったがために、これからは是非そういった勉強会を現場の技術者同士で意見交換をやったらど

うかと思えます。かなり進んだ知識を持っている方もいます、別に市でなくても町のようなレベルでもいます。しかし、市でそういう職員がいないところもあります。誰も技術的なことは分からないという自治体もあります。どう見ても、相談を受ける県の側としても相当勉強しておかないと、相談に対応できないと思えますが、一つの自治体でもいいですから、本当に完全に満足するような対応に応じることができたのですか。お答え下さい。

市町村課 吉澤企画員：

市町村からどのような質問や相談があり、どのように対応したかという点でございますが、主に昨年8月のネットワーク稼働前の時期の例を挙げますと、これから申し上げるような質問などがございました。

住民の方から住民票コードが通知されたが、これは何のためのもので、どのように用いられるのかといった問い合わせがあった場合の対応はどのようにするか。

そもそも住民基本台帳ネットワークシステムとはどのような制度か。

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策はどの様になっているか。

本人確認情報はどのような機関でどのように利用されるのか。

などでございます。

これは一部でございますが、こうした質問や相談に対し、電話で、あるいは文書でまとめていただいたものもありますので、そうしたものに対しては、文書でそれぞれお答えしてきたところでございます。完全に満足するような対応ができたかという点につきましては、全て完全にできたとは申し上げられないと思えますが、できるだけ対応するように努めてきたところでございます。

清水委員：

私達が現場で質問された内容と全く違いますね、ようするに住民から何と言われたらどう答えればいいのかということだけであって、現場が本当に困っている、現場として困っている話というのは、相談に乗っていないということ、また相談に来ていないこと、相談にこないということは、相談しても答えてもらえないだろうと思っているから相談に来ないと思えます。十分に相談に乗れなくても、我々が今回行ったメンバーの中のように、分からない部分があればすぐに調べて対応しようとする姿勢があるのであれば、相談してくると思えます。それはこの仕組みの中で、どんな問題が起こるか、現場でどういうことが起こっているかについて、各自治体がばらばらに苦悩している状況なのです。その実態を把握することが、本来この審議会のスタートにあるべきであって、私達が調査して、ああいう問題がある、こういう問題があると知ることは、審議の前提としてのデータであって、本来こういう実情は、県の市町村課で全自治体について把握してもらい、そういう問題提起をしてもらいたかったということが、私は言いたかったのです。

不破会長：

この点につきまして、事務局あるいは知事の方から何か発言はありますでしょうか。

山本市町村課長：

市町村のご意見や悩みをお聞きするということがございますが、県としてもそうした場を設けることは重要なことと考えておりまして、先日も県の戸籍住民基本台帳事務協議会、これは市町村の戸籍、住民基本台帳事務担当者の連絡会的なものでございますが、この協議会の幹事に県担当者が出席をし、各地区ごとに、市町村との意見交換や説明の場を設けるようなことについて、ご相談させていただいてきたところでございます。

田中知事：

私も不勉強で大変申し訳ありませんが、協議会と連絡会と2つあるのですか。

市町村課長：

両方とも戸籍住民基本台帳事務連絡協議会という組織を指しています。

田中知事：

構成員は誰なのですか。

山本市町村課長：

市町村です。

田中知事：

実際にその協議会にはどういう方が出席されるのですか。

市町村課 吉沢企画員：

協議会には規約といったものがあります。協議会といっても、実際連絡会という性格もございまして連絡会と申しあげましたが、組織は協議会です。構成員は、戸籍・住民基本台帳事務に携わる方です。会合自体は、私も出席させて頂いていますが、担当の方・担当課長が参加しているところが多いです。地区ごとに研修会や勉強会も開いておりまして、そこには実際担当の方が出席しています。戸籍と住民基本台帳の両方やっていますので、戸籍に関しては法務局単位で、法務局の支局が県内9箇所、長野県全体の直轄として長野地方法務局があり、合わせて10の地域に分かれていますので、それぞれ支局ごとで月毎に勉強会を行い、意見交換を行っています。

田中知事：

課長が出てきたり、担当が出てきたり、そうでない人が出てきたり、でこぼこがあるのかなと思いますが、今のみなさんの意見をずっと聞いていると、協議会や連絡会から出てきた意見をメモすることが、我々行政としての仕事であると教わってきていると思いますが、ただ、協議会や連絡会に出る意見以外でこういう意見がでてきているというのは、やはりそういう場ではなかなかお聞きできない、自分はひょっとして初心者だから皆に馬鹿にされるのではないかと、もっと違う専門的な話なのにこんなことを聞いていいのかと、そういう考えがあるわけです。

そうすると、そういった素朴な疑問に関して、国の側が何か教えてくれるのか、普通これはコンピューターですから、ストップすると普通コンピューターメーカーにはコールセンターの様などころがあって、いろいろ教えてくれるのでしょけれども、住基ネットシステムに関しては国なりに電話をかけるそうですね、何か、そこをこうすればブロックできますよというように教えてくれるセンターがあるのですか。

市町村課 吉沢企画員：

地方自治情報センターにコールセンターという窓口がありまして、電話やメールで問合せを行い、問合せにお答えをするところはあります。

田中知事：

ただ、そうすると委員の皆さんがお聞きになった時に出てきたような素朴な不安というか疑問というか、皆さんこの住基ネットをより住民の利便を図るために、住民の保護をするために日夜努力している担当者がいて、システムとしてはそういう窓口があっても、現実にはこういう不満を持っている方がいるということは、ここで委員の皆さんの側に素朴な不安を言っている方が、市町村段階では意欲がなくてわざわざ東京まで電話する電話代をけちっているからなのか、あるいはそういうところに電話をしても的確な対応をしてくれないからなのか、もともと電話をかけるのに何か見えざるバリアがあるからかけられないのか、どうなのですか。

清水委員：

今、地方自治情報センターの方で相談に応じると事務局で説明がありましたが、地方自治情報センターでその受付の電話を何台用意しているか、ご存知ですか。

市町村課 吉沢企画員

台数までは承知していません。

清水委員

台数が十分でなければ、リアルタイムの相談にはのれません。確か 50 台です。

不破会長：

50人いるのですか。

清水委員：

います。しかし、とても相談にのりきれなくて、FAXで送ってくれというような状況になるわけですね。FAXで送って回答がもらえるのがいつになるか分からない、でも実際現場で管理している人間は、今例えば夕方5時に送ってしまったという場合は、すぐにそこで操作できないと困るわけですよ、しかしかけても電話が通じない、何度かけても通じない、やっと通じたとしても、今他の件で手いっぱいだから、FAXで送ってくれと言われ、その回答がいつ返ってくるのか分からない、翌日かもしれないし翌々日かもしれない。というような体験を一度か二度してしまうと、どうせあそこに電話しても相談にのってもらえないということになるのです。

田中知事：

初歩的な質問ですが、住基ネットシステムをそれぞれ担当する各市町村の人には何らかの資格とか認定というのがあるのですか。

市町村課 吉沢企画員：

ありません。

田中知事：

ないとすると、レベルと言うと市町村の方に失礼ですが、どの位の操作のマニュアルを熟知しているか、どの位の知識があったり、人間ですから何か間違いを犯した場合はリカバーするにはどういう方法があるのかというようなことに関し、試験があるわけではないのですね。

山本市町村課長：

それは、ありません。

田中知事：

市町村課の方に市町村からネットシステムに関し問い合わせがあったもののメモはないのですね。普通、企業では、誰から何時何分に電話があってとどういう内容であったかというようなノートがありますが、会議の時は一生懸命メモはとりますが、電話でかかってきた内容に関してはなかなかシステム化されていないところがありますが、その問題に関しても、どの町村からどういう内容を持っているかというのは分からないのですか。

市町村課 吉沢企画員：

全て、記録しておけば良かったのですが、すべての電話に対してのそういった形のものとはっておりません。

山本市町村課長：

まとめてメールや文書でいただいたものについてはあります。

田中知事：

行政というのはどうも啓発活動すれば仕事したような気になるところがありますが、いずれにしても、これだけ言っていることがあるというのは、仮に東京にセンターがあったり、私どもに市町村課という窓口があったとしても、現実にはこういう状況であるということ、ましては、国では年間 400 億ものお金が動くにも関わらず、資格がなくても誰でも動かせるものですから、やはり、私達は窓口があっても結果的に機能していなかったのかなと、思いますが、それに関してはどうすればよいのでしょうか。

清水委員：

先程も申しあげましたが、いくつかしか回っていませんが、どの担当の方もすごく熱心です。仕事はちゃんとやらなければいけないと思っています。しかし知識レベルが非常に差がありますよね。まず、そういう担当者同士で何が問題になっているのか、どういう風にクリアしているのかということについて、現場の技術者同士で遠慮しないで、これは仕事をちゃんとするためですから、率直に意見交換はできると思います。審議会という場ではなくて、技術者同士・担当者同士が集まって初歩的なところから中級の問題まで、率直に意見交換が出来る場というのはつくった方がいいかと思います。地方自治情報センターの方は私の事務所の近くにありますが、確かに非常に忙しいところです。あそこの人達は確かにまじめにやろうとしていますが、とても対応しきれません。この制度がやがて落ち着いていけば、トラブルも類型化されていって、相談に乗る件数も少なくなってくるかもしれませんが、例えば、誤入力の問題について、今回もありましたが、操作の方法が一様ではないわけですね。そのため、調査にもありましたが、電話での相談にすぐに対応してもらえないという状況ではないので、実際にそういう問題は日常的に起こりえることなので、担当者同士で集まり話合っってこういう風にクリアする、クリアする方法というのは、先月と今月で同じかわかりませんが、少なくともそうやって意見交換するのは非常に意味があることなのかなと思いますし、知識量の差が現場では大きすぎるのかなと思います。

田中知事：

行政は必ず住民に説明をやってきたんですよ。ダムを造る場合でもなんでも、住民からすると説明会を20回、30回開いてもらったけれど、私は聞いてなかったと、私は意見を言う空気ではなかったと。よくあるわけで、私たちも市町村課といってますけど、つい2年前までは地方課と言っていて、市町村は東京からすると、地方の長野県庁からまた地方だと、地方をご指導申し上げるとかですね、地方に箸の上げ下げの仕方をお教え申し上げます。

だからわからないんですけれども、これだけの疑問があっても、しかも資格があればいいってもんじゃないんですけれども、ある一定のレベルを認定するというような形も国が無いのだとすると、やはり私たち県としてというか、県内でそうしたIT技術やネットワークやセキュリティの知識や技術ですか、そうしたものの、これもまた講習会といって県がですねなにか講師を呼んで、はい皆さん全員集まってくださいという形だと、そういったところで、或いはさっきの協議会という場では、素朴な疑問は出しにくい空気というものがあるのではないかと思うんですよ。どうしても市町村の職員の方は、県が開いてもなかなか難しく、そうした協議会ではない或いは地区別協議会や説明会ではなくて、実際の実務担当者にもっとこういうことを学べるからといって、誰がやればいいのかわからないんですけれども、私たちの直接担当者じゃない形、どういった形があるか考える必要があると思うんですけれども、そういう場のなかで結果としてですね、皆さんのお聞きになった内容よりもより具体的な疑問が出てくるのかなという気は今しているんですけどね。

いずれにしても、一番思いますのは、全部の市町村が少なくとも住基ネットの情報を、個人情報保護ということですね、最低限のところも保護し続けられるというスタッフ体制であったり技術であったり能力であったりですね、それがバックアップできるようになっていまして他の119市町村があるレベルにいても、ある1市町村が間違えば全部漏えいしてしまうわけです。そうすると、そこでばこをなくすように結果的に、その真摯に困っているところを助けて差し上げるというか、それをどうしたらよいか、やはり皆さんがその県として皆さんにもう一度あらためてお願いをですね、或いは皆さんもお忙しいでしょうから、委員の方々が選任いただいた実際の調査員といいますか、そういった方々によって全市町村のLAN環境の調査といいますかそれを行うと、委員会が自主的に調べいただいたんで、それを受けてちょっと私も早急に考えて、たとえば県としてもう一回委員会の側にそうした現状をですね、調査していただくということをお願い申し上げて、皆さんが物理的に難しければ皆さんのなかで調査するに値するレベルに達している方も含めてですね調査をしていただくという形をとったほうがよいかどうか。

清水委員：

調査も是非やったほうがいいと思います。これはいかに自分のところが悲惨な状況にな

っているかということを知覚している自治体もあるでしょうけれども、していないところもあります。言われたからやっている。業者に頼んで、専門の業者がやっているんだから大丈夫だと思っているところがあります。恐らく今までそういう仕事の仕方をしている、よそもやって同じようにやっているから大丈夫だろうというような発想があるかもしれませんが、この仕組みはそういうことではないので、役所のなかでも人事異動ですね、従来の担当者が外れて女性の職員が非常に多くなっているんですね。それも住基ネットが稼働する年度、去年になって異動してきた人が多いということは、資格どころの問題ではなくて、本当に知らない人が現場を管理させられているような実情があるので、まず実情を把握してそれと併せて住基ネットをどう進めるか、どう育てるか、或いは電子自治体というものをどう育てていくかというものを全部合わせてですね、自治体におけるコンピューター管理の問題というのは一定レベル以上なければだめなんだということを知覚的に県のほうで推し進めていってあげないと難しいのではないかという気はするんですけど。

不破会長：

それでは桜井委員のほうからも。

桜井委員：

自治体を見てきた印象をお話し申し上げようと思っているうちに話が先にいってしまいましたので、あえて後ろに戻ることはしませんけれども、自治体を見てみるとですね、専門家という人が、その領域に達する人がほぼゼロだということにたいへん驚いたんですね。先ほど知事は長野県は現場主義であるとおっしゃいましたけれども、ここでの議論を聞いていますと、県からの説明を聞いていますと、現場主義はどこにあるのだろうと、全く現場主義ではないのではないかという気がして、これは本当に言いにくいことなんですけれどもそういうことを実感いたしました。

担当者がですね、皆さん早く異動になってほしいということをおっしゃるんですね。とても自分の手に負えない責任を担わされていつ何が起るかわからない。何か起きたときに県に問い合わせてもほとんど埒があかない。それから地方自治情報センターの話がありましたけれども、電話で問い合わせても対応が非常につれなくて、そんなこと言うてくるものではないという対応で、つまらないことを聞くなという風に言われてしまうんだけど、そのつまらない小さなことさえもわからないのが市町村の実態なんですね。この方たちはあと何ヶ月で異動になるかもしれないと心待ちにしてらっしゃいましたから、その後に来る方はどうするんですかといったら、また一から勉強ですとおっしゃいましたけれども、同じことの繰り返しで、ある一定のレベルにセキュリティを守るとこまで勉強して育つということが、ほぼ現実の地方自治体の仕組みのなかでは、ないんですね。そのような人たちの手に、実態としては法定受託事務のように受けとめられているこの住基ネットが託されていることの疑問点、そのことを県が全くといっていいほど把握していないこと

に、私は少なからぬ驚きを抱いています。

私たちが行ったところは故意に一番悪いところに行ったわけではありません。もっと状況の悪いところが沢山あると思いますので、早急にですねでき得るならば、すべての自治体の調査をきちんとすることが必要だと思います。そうしたときに県として、この住基ネットをどのようにきちんと生かしていくことができるのか、安全な仕組みのなかで本当に良い仕組みにどうやって育てていくことができるのか、県の役割はどこかというところが初めて見えてくるんだと思います。現場主義とおっしゃるのならば、現場をもっと知っていただきたいと感じました。

不破会長：

ありがとうございます。本日ご欠席ですが佐藤委員のほうから書面にて今回の調査の感想等を述べておられます。委員のほうには書面が配られております。事務局のほうから代読をお願いできますか。

事務局： 市町村課 吉沢企画員：

佐藤委員がご欠席ですので事務局のほうで読ませていただきます。

意見ということで、実態を知れば知るほど国による住基ネットシステムの押し付けの強引さが見えてきました。不十分な要員体制、不十分な情報提供、失礼ながら不十分な IT 知識、不十分な指導体制、限られた予算のなかで、間違いのない住基ネット運用責任と住民情報管理責任を負わされている担当者の本音・悲痛な叫びを聞くことができ、これまでに以上に審議会メンバーとしての責任を痛感しております。単に県庁内での県としての住基ネット運用環境の審議に終始するだけでは県全体の個人情報保護には不十分であり、各市町村の運用環境改善も含めて論議、審議する必要性を痛感しました。個人の感想としては、1として、住民基本台帳が稼動している業務系ネットとイントラネットを同じネットワーク上で運用しているケースがありました。住基ネット接続以前ならば、万が一アタックされても被害は自分達だけに限定されますが、住基ネット接続以降は、アタックされた住民基本台帳ネットを踏み台に隣の住基ネットに侵入し、全国の住基ネット接続機器が危険にさらされる可能性があることから、早急に別ネット運用に変更する指導が必要かと思われます。そのために、県が審議会の権限で、全市町村の LAN 環境を設計図書により調査することを提案します。業務系ネットとインターネット・イントラネットが別ネットワークであったとしても、業務系ネットに公衆網からダイヤルアップで接続できる受け側ルータがあったり、地域内の公共機関と LAN 接続している場合、そういうところがいわゆるバックドアとなり、外部から業務ネットにアクセスできてしまう危険性があります。たとえ間にファイアウォールが設置されているとはいえ、業務系ネットが住基ネットに接続した途端に従来とは比べ物にならないほどの責任を負わされている、という認識が市町村の担当者や理事者には不足しています。

2として、いくつかの担当者から要望が出されていますが、ネットワーク化されるというこの意味と、危険性について研修会を開催し、担当者や理事者の情報セキュリティに関する教育が必要かと思われます。

3として、データ量の多少に関係なく、住基ネット環境を構築し、定められた事務処理を求められることに違いはありません。一方、小規模な自治体と市レベルの自治体では担当者数や要員体制に差があるため、結果として、小規模な自治体での運用管理体制が甘くなることが予想されます。最もセキュリティ対策の甘い小規模市町村で不正アタックを許してしまうと、その市町村の業務系ネットを突破口に住基ネットに侵入し、県サーバまで到達できる危険性は否定できません。県の審議会が市町村の環境改善を議論する理由はここにあるわけです。小規模な市町村で孤軍奮闘せざるを得ない担当者を県レベルで支援できる県の事務体制の確立を望みます。細かな事務手続きまで相談にのれることによって、信頼関係が出来上がるはずで。

4として、住基カードの有効性をアピールするために各市町村の独自利用を認めていますが、コスト、リスク、効果を勘案すると、うまい活用アイデアは当分出てきそうもありません。写真付きで身分証明書としての活用方法もありますが、ご老人が持ち歩くのはリスクがありますので、本当に住民から身分証明書発行を求められるなら、住基カードとは別のカード発行も一方策かと思えます。日常の商店街での買い物に個人情報を持したカードを持ち歩くのもリスクがあります。最後に、国の宣伝するようなばら色の e-Japan、電子政府、電子自治体になるためには、課題は多そうです。しかし、それから逃げることなく、前向きに課題解決できる方策をひとつひとつ探していくしか手はないでしょう。

以上です。

不破会長：

ありがとうございました。各委員さんのご意見をいたくなかで、共通してありますのは県と市町村とが非常に乖離している点と、それをもとに各市町村で非常に困っておられる悲痛な思いが伝わってくるということでもあります。何人かの委員からは勉強会や相談会のようなものを早急に設ける必要があるというご提言もございました。この審議会というのは読んで字の如く長野県における本人確認情報の保護について審議を行う場であります。

この本人確認情報保護というのは、ネットワークに繋がっているという性質上、県の情報保護の実態調査をするだけでは不十分でありまして、その先にあります市町村の情報保護の実情を調査する必要があるありまして、そのためにこれまでアンケート調査や現地調査をこの審議会として行ってまいりました。この結果、今回のご議論のなかでも、明らかになりましたとおり、たいへん不十分な要員体制や不十分な情報、不十分な知識のなかで、情報の保護が十分になされていないという、逆に言うと情報の保護が十分になされているという確信が少なくとも得ることができなかつた。そういう確信を持つことが大変困難であることが明らかとなりました。また担当者が置かれている過酷な現状というものも我々は

つぶさに見てまいりました。このような状況では長野県における本人確認情報保護というこの審議会の責務であるその保護ということに関して、今のところこの審議会で責任をとることはできないということで、先ほど知事の方からも話がありましたし、各委員からも話がありました、県若しくは審議会の権限で全市町村の LAN 環境というものを至急調査をする。そして不十分な点そしてセキュリティ上問題があれば至急改善の指示を出すということと、実際の担当者若しくは市町村における IT 技術やネットワーク技術、セキュリティ技術についての講習会等をまた相談会等を行うということが必要ではないかというのが私の感想であります。これらにつきまして知事のほうから意見を伺いたいと思います。

田中知事：

私はいつも思うんですけど、県に相談だとか、いろんな要望を出すような会議を開きましょうとか、協議会を開きましょうとか言っても、私たちが思っている以上にまだ上下の関係に捉われていますから、こういう場で、現実の声というのは、私たちは把握しきれないと思ってるんです。それは先ほど、私は具体的に直接担当してらっしゃる方々の目先のスキルアップということではなくて、そういった方々にですね、今不破会長がおっしゃいましたように、県は国と市町村の間の丁度階段の場所にはありますけれど、県が市町村を指導するとかですね、強制するとかではないと思うんですね。市町村民も県民でありますので、その個人情報保護というのができないとすると、それを私どももネットワークのなかで一員であるということは結果として私たちにも波及する、或いは、私たちが取るべき責任の部分となりますので、やはり今おっしゃられたようにそれはきちんとした予算も組んで LAN 環境の精密な調査と、これは佐藤委員もおっしゃっていますので、それを早急に行えるようにすると同時に、市町村課も他の仕事もありますので、これは四月になりますけど、早急に情報政策課とも相談をいたしまして、情報政策課は企画局にありますので、この問題のやはりそういう市町村からのご質問に対して、ある程度基本的な知識を持った専任者を早急に決めないといけないかなと思っております。

不破会長：

ただ、今この瞬間に漏えいがあるかもしれないといいますが、非常に危機感も持っておりますので、4月までということではなく、より早急にお願いしたいと。

清水委員：

今回かなり抑えて書いているんですけども、現場は本当に悲惨でして暗澹たる気持ちなんですね。調査した私たち、実情を知っているものとしては、この状況を 1 日でも早く改善をしないと本当に大変なことになるという、それは明日起こるかもしれないし、あさって起こるかもしれないというくらいに、現場はかなり問題があるんですね。ですから 4 月になったらというのではなくて、今からどうするか、今日、明日という次元のところ、

じゃあどういう体制でどう取り組むかというようなことで話をしたいんです。

田中知事：

それらに対してもう少し具体的な提案ございますか。もちろん市町村課に関しまして、この問題に限ったことではございませんが、きちんとメモを取るということですね、その件は、私なり両部局長にも報告をその都度、もしあった場合には毎日報告をするという形にまずはしたいと思います。それと先ほど言いましたように審議会の件も、あらためて審議会が法律にのっとっての審議会ですし、県の側からそれを付託してですね調査をいただくという形を整えたいと思います。もちろん調査も人員的に難しければ皆さんのなかでさらにご議論いただいて、皆さんが認められる方の調査という形は取りたいと思います。

私どもの対応ということですが、ただ、それだけの皆さんが期待されるだけのネットワークシステムについての知識や技術を会得している人間が、どれくらい私どもの職員のなかに、1万人近くいますけど、いるかというところと恥ずかしながら私もまったく把握していなかったところですので、どのようにすればよろしいか逆にそこはご提案いただければありがたいのですが。

吉田委員：

具体的には、ファイアウォールが設置してあるので、万全なネットワークですと、大丈夫ですという説明を受けている自治体がほとんどです。実態はですねファイアウォールというものはどういうものかという説明を受けられましたかと聞くと、いや知りませんファイアウォールって大丈夫なんですよっていうお話になる。かつIDSというものがあるので危険も察知できると聞いていますというようなお話がある。このあたりをきちんと説明できる方は皆無でした。これは早急に県の方から各市町村の方に対してですねファイアウォールとはこういう仕事をしているもので万全ではないという環境にあるという事実を伝える必要があると思います。

先ほど地方自治情報センターの話がでていましたけれど、地方自治情報センターでは万全であると、それと住基ネットは完全に独立した専用回線を利用したネットワークであるという風になっていますが、一番末端はそうではないということが今般明らかになっていきますので、いかにそのファイアウォールというものが、どういう構造になっていて、どういうものがネットワークとして通過している、或いは捨てているものなのかということを説明しないとですね、ファイアウォールが入っているから安全なんだという説明では恐らく問題が起こったときにですね、説明責任が誰にあったかという話になると思うんですね。それが県に全くないのであれば心配いらないのですが、そのあたりを含めた検討を早急にいただいて、市町村に対してネットワークの構成上、この装置はどういう動きをするものであるから、どういう危険性があるという説明を、やはりする必要があるのではないかとこの風に思います。

田中知事：

それは説明をする人間が、仮に吉田さんの言うようなですね認識に立っていないと、また説明もマニュアルどおりになりますですね。

不破会長：

この委員会でそのあたりの仕組みといいますか、調査方法もしくはLANの検査方法、人員のことなどを検討して、技術的な面できちっと押さえたいけるような体制を取りたいと思いますけれども、その前にまず、今知事のほうからありましたそうした調査は必要であろうというのは、この委員会に対する諮問というふうに思ってよろしいのでしょうか。

田中知事：

委員の方々、中澤委員がどのようにお考えか、中澤委員が今のような調査にどうお考えか。

不破会長：

技術的に調査をしていくことに関していかがでしょうか。

中澤委員：

先ほど吉田委員がちょっとおっしゃられたんですが、地方自治情報センターでは安全だと話されているということですね。そう意味では地方自治情報センターの方をお呼びして聞くという場を設ける必要があるのではないのでしょうか。

不破会長：

それは地方自治情報センターそのものが本当に安全なのかということをお調べということですか。

中澤委員：

先ほど吉田委員が、県がファイアウォールの危険性について、市町村に対して説明すべきだというご意見を述べられていましたよね。ですが吉田さんのようにたとえば市町村課の方が市町村の職員を集めて説明することは非常に難しい困難なことだと思うんですよ。

一方でこれを進めている地方自治情報センターは安全だということを言っているわけですね。

そうするとこの場だけだと、吉田委員のご意見にいろいろ申し上げられる人はいないと思うんですけど、地方自治情報センターに、なぜ安全かということをお聞きする必要があるのではないかということです。

不破会長：

逆に地方自治情報センターのほうが各市町村、末端の市町村の実態をどう判断されるのかというのは、確かに聞いて知る必要はあると思います。

桜井委員：

地方自治情報センターの方に、私も話を聞いたんですけども、どういう人が入っているのかというのを見るとですね、恐らくそうですねコンピューターの技術とかについて詳しい人、本当に信頼できる人が何人いるかと思うんですね。彼らが出してきたマニュアルが、もう次から次へと改訂されて誰が読んでも分からないようなものを彼ら自身がお作りになってきて、それから去年の夏の様々なやり取りのなかでですね、地方自治体から様々な問合せが殺到したときに完全にお手上げでですね、コンピューターの端末を個別の部屋に置く余裕がないときはどうしたらよいかというのに対してですね、ついたてを周りに置きなさいということの本気で答えた人たちなんですよ。私たちはコンピュータネットワークのセキュリティを論じているときにそういった答えを出されると、だから地方自治体の人も真剣に問合せをしなくなっているのが現状なのではないかと思うんですね。だから地方自治情報センターが安全であると、世界の最先端の技術をもってファイアウォールをたててますから大丈夫ですということが、世界のコンピュータの関係者から見たときにですね、本当にファイアウォールで守れるとかですね、そういった疑問をぶつければこれはすごく明らかなわけで。

田中知事：

一度きちんとした説明を、私ども今まで不勉強だったことを反省する意味でこの委員会でお聞きするのはよろしいんじゃないかと思います。

桜井委員：

そうですね。ではそれでも結構です。

田中知事：

もちろん私たちの認識以上に、きちんとしたご説明をいただければと思いますから。

清水委員：

地方自治情報センターは創設されて20年以上になると思いますが、創設以来ずっと関わっている人たちも沢山います。技術的には民間から移ってきた人もいれば、最初から地方自治情報センターにいる人もいます。日本の中では、技術的水準及び知識はかなり高いと言えます。そこで問題なのは総務省と相談しないと答えられないという部分が出てくるとこ

ろですね。純粋に技術系としては答えられないということがあるんですね。

田中知事：

ですから私どもも、国からこういう審議会を作りなさいと言われてですね作ってるわけですから、その審議会として技術の方ですか、技術の方だけで即答できないんですしたら総務省の方にもお時間をいただいて、ご説明をいただいて、私どもからご質問をさせていただくという機会は並行して持たれたほうがよろしいかと思います。

清水委員：

私も話は大いに聞いたほうが良いと思っています。あそこの人も相当苦悩している面もあるのはよくわかっていますので、それはそれでしてもらったほうが良いと思います。

中澤委員：

私も市町村の側にたって申し上げますと、いずれにしても国・県を通じた指導といいますかそうしたなかで、安全ですよと言われて接続してきているわけですね。そのこと自体が少なくとも、吉田委員がおっしゃられるような危険性がありますよということがわかるにしてみても、この審議会として公式にそういう危険がありますよと言われたのでは、市町村としてみれば、信じてつないできたのが本当に否定されるというのが、その方や地方自治情報センターからは安全だと言われ、この長野県の審議会からは危険だと言われたのでは、どっちを信じたらいいかわからないということがあると思うんですね。やはり両方の意見はきちんと聴かざるを得ないと思うんですけど。

不破会長：

ですから地方自治情報センターの意見も聴き、市町村の調査も両方並行してやっていくということではいかがでしょうか。中澤委員もその点ではご了解ということではよろしいでしょうか。

中澤委員：

結構です。

不破会長：

知事の方からこの点は諮問をいただくということではよろしいでしょうか。

田中知事：

はい、結構でございます。あと地方自治情報センターの方の話を聞くのは、長野県東京事務所もありますから、たとえばそちらのほうの会議室で、この委員会を開催することも

可能ですから、わざわざ長野までそうした関係の方に、お越しいただかなくとも可能かと思えます。

不破会長：

そのあたりもご配慮いただければと思います。その点、実態の調査を更に進め、各市町村の調査、それから地方自治情報センターの調査と言いますか、ご意見を伺うということも含めて今後も調査を進めていくという点、知事のほうから今諮問があったという風に理解をいたしました。また県と市町村との関わりが、これまであまりにも弱かったということをおまえて各市町村の現場の担当者の声を聞いていくという、協議会という言葉は少しということでありましたから、相談会と言いますか連絡会というようなものをこれから検討をして、この委員会でそれをやるか県のほうでそれをやっていただくか、ということがあろうかと思えますけれども。

山本市町村課長：

先程の協議会ですけれども、あくまで市町村の方で自主的にやっつけらっしゃいますので、県が開催するというのではなくて、そちらの事務局とお話をするということでしょうか。

不破会長：

いやその協議会では駄目だとおっしゃっている市町村があるものですから、別の相談会をやりましょうということです。

山本市町村課長：

それは今までが戸籍関係の話をずっとやってきたものですから、そのなかで住民基本台帳や住基ネットの話ができなかったというのは、言ってみれば当然のことだと思います。戸籍と住民基本台帳の事務両方を話し合う市町村の自由な集まりでございますので、そちらと相談させていただくことがよろしいかと思えます。

田中知事：

県がまたそういう会合を設けてもですね、先ほど申し上げた心理的なファイアウォールがあると思うので、今皆さんにお願い申し上げましたから早急に120の市町村のそうしたことをお調べいただいて、それが関連しつつあるなかで考えるほうがよろしいのではないかという気がしますが。それと同時に先ほどの、その運用している所の方に、ご質問させていただく形を早めに設ける必要があると思えます。

不破会長：

わかりました。各委員その点いかがでしょうか。

中澤委員：

この委員会で、8つの市町村の現地調査をやりましたよね、それと同じことを120市町村にするということですか。

不破会長：

技術的にどうやっていくのかということも含めて、委員会のなかで打合せをさせていただきたいと思います。実際我々だけで120市町村のLANを全部見てまわるというのも技術的にも不可能な話ですので、それは何か機関を設けるなり委員を委嘱するなりどこかのコンサルに頼むなり、何か考えていかなければいけないと思っております。

中澤委員：

LANのことだけではなくて、この間行ったような調査を実態調査として120市町村に対して、行うということですか。

不破会長：

調査のなかで我々が120市町村全部を回ることはできないと思いますけれども、少なくとももう少し聞いていかなければいけない、ということでは、皆さんのご意見は一致していると思いますけれども。

吉田委員：

まだもう少し我々自身が同じようなことをやってもいいのではないかとということと、120市町村全体について言うと、私はやはりLANの設計がどうなっているかというところが、基本的に一番重要だと思っていますので、その部分について、そこに限ったといえますか、そういう技術的な部分を中心とした調査ということで、なるべく短期間にやらなければいけないと思っています。これまでの繰り返しを全部についてやるのではなくてですね。短期間に仕上げることも重要だと思っていますけれども。

不破会長：

今、中澤委員がおっしゃっているのは、人手の問題とかそのあたりでしょうか。

中澤委員：

それは一つあります。それとLANの調査ということであるのであれば県の市町村課で120市町村に対して、接続図等を出していただくということをすればとりあえずは済むと思うんですけれども。

不破会長：

私の感触から言いますと、接続図と実態とは少し乖離しているところもあるのではないかというのが、今回現場を見たところでは感じられた点なんですね。最初の接続図があのようなものであれば、もっと大騒ぎになっていると思うんですけども。ですから、ここは我々は県民の個人情報の保護ということに責任を持たなければいけないそういう審議会ですので、私としてはもう少し現場をきちんと見てまわる。我々一人ひとりが現場に直接行けるかどうかというのは技術的な問題でわかりませんが、書類ではなく現場を見ると言うことは大事にしたいと思うんですけども。

桜井委員：

私もですね、あの8つの市町村ではすこし少ないだろうと、ジャーナリストの世界でもですね、いろんなものを知るときに、ある一定の部分というのは足を運ばなければわかりませんから、もう少し私たち自身が時間を取って、あと幾つかは回ってみる必要があると思うんですね。本当に繰り返してお伝えしたいのは、まず第1回目の120の市町村へのアンケート調査で私はすごくびっくりしました。ここまで住基ネットに対しての不安であるとか、税金の無駄遣いとかですね非効率で、という声が出るんだなということにびっくりしましたが、足を運んでみてまたもっとびっくりしたのですね。紙で答えたものよりも実態はもっと悲惨なんだと、でこれは足を運ばなければ絶対にわからないことだと思うんですね。その面をもう少し続けると同時に、不破会長がおっしゃったように、紙の上でこういう構築をしてますというのは、本当に当てにならない。私は中澤委員と違ってコンピュータにそれほど強くはないんですが、この私の目で見てもですね、こんなところに繋いでどうなるんだろうというような例がございました。だからそれは多分その図の上にはですね、そのこっこの庁内のイントラネットと繋いでますなんて絶対書いてないはずだと思うんですね。予算の関係でそうってしまったのか、どういうことでそうってしまったのかは分かりませんが、現実もしこれを全部本当に見せたらですね、日本中がびっくりすると思いますし、世界の中で日本はこんなことをしているのか、これは心配だなあと世界中が心配してくれるような現実だろうと思いますから、やはり二つを並行してやる必要があると思います。

中澤委員：

桜井委員のおっしゃるように8市町村以外の実情も知りたいという意味で、もう少し現場を見てまわることは私も理解はするんですけども、それはそういうことでもいいと思います。ただ会長がおっしゃられるような120市町村のデータに責任を持つような、一つでもホールがあると駄目になりますよというお話の中、そういうことになってくると、全部の市町村のいわゆるLANの接続系統を見るとということになると120市町村を見なく

てはならないわけですよ。それはこの委員会でまわるというのは非常に無理だと思うんですよ。それともう一つ、たまたま役場のなかでも剥き出しになっているような配線のところをたまたま見れた。ですが現実にもっと天井裏配線になっているとか、きちんとされているところを我々が見られるかということそういうものではないと思うんですよ。時間的な制約もありますし、そういうことがありますので、LANの状況をきちんとつぶさに安全かどうかを見るということをしたということであれば、そのことはきちんと予算をとっていただいて、県費でみていただくということをやっていたかかないと無理なのではないでしょうか。

不破会長：

調査の必要性ということに関しては各委員の意見は一致していると思いますので、具体的にどうやって調査をするのかという点については、あとで事務局も交えて打合せをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。時間もだいぶ押していますので。

田中知事：

あと今日、佐藤委員がお休みでいらっしゃるので、小規模な市町村で孤軍奮闘せざるを得ない担当者を県レベルで支援できる県の事務体制の確立を望みますと。おっしゃるとおりなんです。多分山本も吉沢も同じ気持ちでありながら、なかなかとまどっていると思うのですが、また佐藤委員にお伺いしてどういう体制をとればいいのか、本人確認情報保護本部というのを仮に設けて、私が本部長になって両部局長がいたとしてもそんな形だけ作ってもこれはこと足りませんので、もうすこし踏み込んだ形でいいですから、ご示唆をいただけるようにお伝えいただければありがたいと思います。

不破会長：

それは佐藤委員だけではなく、何人かの委員がそのことの必要性を感じておりますので、この委員のなかですこし打合せをさせていただいて、提案をさせていただければと思います。そのことに関してはそこまでといたしまして、前回中澤委員のほうからご発言のありました、この審議会で県の情報保護というのがどうなっているのかもチェックする必要があります。

桜井委員：

その前に、あの、県のほうで市町村の声をきちんと聞いてくださるという場は設けることになったんですね。

実はですね、戸籍協議会というところでは、私は多分本音はあまり出てこないという気がしているんですね。ですから是非この問題、実態を知ってみたら、知っているのに何も言わないとか、何もしないというのは、本当に自分達が加害者になるみたいな切迫感を持

っているんですね。ですからきちんとした意見を、その市町村も小さいところも含めてですね、担当者が問題点を言うことができる場をですね、是非作っていただきたい。しかも急いでやっていただきたいと思うので、のんびりしている時間がないだろうと思いますから、なるべく早い段階でその場を協議会とは別に設けていただければと思っております。

不破会長：

それをこの審議会のなかで開催するか、県のほうで開催をしてもらうのか。

山本市町村課長：

別にということは、県が何かやるというイメージに受け取れるのですけれども、そうしますと県から言うことになるのかなという感じがいたします。私が先程から申しておりますのは、協議会といっても市町村の集まりでございます。それを大きな形でやりますと、時間のことがあったり、なかなか意見が言えないところがありますので、地区別なり細分化していただいて、色々な意見がでるような形にしたほうがいいのではないかと、だから運営等も市町村の方でやられる、というイメージで申し上げました。別の形で、私どもが市町村の実態なりの声を聞くことになりまして、県が主催するような形になりますので、そういったことよりは、市町村で開催されたところに私どもが参上いたしまして、色々な声を聞いてくるという形のほうがよろしいかと思うんですけれども。協議会というのは市町村のそういった皆さんの自由な集まりでございますので、それを地区別に細分化して、地区の幹事のところのやりやすいような形でやっていただいたらどうかというような意見が出ているということでございます。

不破会長：

少しその協議会というものについては、県が思っておられるイメージと、我々が行った8市町村の方が思っておられるイメージとの間に少し差があるような気がするんですね。確かに今事務局のほうからおっしゃっている姿で、自由に意見がいえる市町村が自主的に集まってやっていて、自由に意見がいえるようなものであれば良いと思いたすが。

山本市町村課長：

いままで戸籍のほうの仕事が中心でございましたが、戸籍のほうは、各々自由に法務局の支局ごとに毎月一回集まりまして、意見交換しているというように聞いております。その場でやるということになりますと、やはり戸籍の話が中心になってしまうので、その場でということではございませんで、今度は住民基本台帳の事務のことでございますので、たとえば10の地域でもよろしいですし、長野県はだいたい大きく四つのブロックに分かれますので、それならそれでよろしいですが、協議会の各地区の幹事にその辺りは相談しまして、やるという形で開いていただくとそういったことでございます。

中澤委員：

少し補足させていただきますけれども、戸籍住民基本台帳事務協議会は、事務局も市町村が持ち回りでやっています。そして会議的にいいますと、総会というのと、幹事会というのと、あと研修会なり、審議会というものがあるわけです。幹事会は確かに課長さん方の集まりみたいな感じで、予算を審議したりいわゆる事業計画を作ったりということで、実際の研修会ではまあ具体的なテーマを決めて集まって、担当の方が出てきているんですね。最初のときに申し上げたんですけれども、それまで住民基本台帳のことはあまり関係がなかったので、県の方は出ておられなかったんですよ、だからそこで言ってもどうしようもないというのがあるのではないかという気がするんですけれども。

不破会長：

中澤委員としては、その場で十分住基ネットについてこれからは議論ができると。

中澤委員：

その課長さんがおっしゃるように、県の方がいたらしゃべりにくいか、いろいろあるんであれば、協議会は自主的な組織ですので、自分達で運営している組織ですので、そういう理由であるとすれば、協議会のなかで話をして十分だと思うんですけれども。

不破会長：

これもこういう話をする場が必要だという点では、各委員の意見が一致しておりますので、あとは具体的にどのように開くのかというのは、打合せさせていただきたいと思いません。それでは、前回お話がありました、時間切れでこれまでご説明いただけなかったんですけども、長野県、県庁内におけるネットワーク管理といいますか、情報管理について資料を用意していただいておりますので簡単にご説明をいただき、そのあと実際の現場を拝見させていただきたいと思えます。ではよろしく願いいたします。

山本市町村課長：

(参考資料についての説明)

不破会長：

以上の事務局からの説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

吉田委員：

先ほどの説明でですね、ファイアウォールによる24時間の監視。現在のところ不正アクセスは認められないと報告いただいたんですが。これは県のほうでされているのか、そ

れともいわゆるアウトソースされているのか、それからもし外注ということでアウトソースされているようであればそのSLAのレベルはどういうふうになっているのかという点についてご説明いただきたいと思います。

山本市町村課長：

今お話のありましたファイアウォールによります24時間監視といいますのは、指定情報処理機関のほうが行っているものでございます。そして指定処理機関からの報告で、現在までのところ不正アクセスはございませんといったことでございます。

吉田委員：

というのは各自治体まで含めた長野県120の市町村に入り込んでいるファイアウォールまで含めてという解釈でよろしいのでしょうか。

山本市町村課長：

資料に網掛けしてあります市町村に入っておりますファイアウォールまで実施しております。

吉田委員：

わかりました。

清水委員：

アクセスログの問題ですが、ここで何月何日にどこが誰の情報にアクセスしたかっていうのはわかるっていうのはすぐわかるんですけども、利用目的っていうのはどういう風にアクセスログは残るんですか。 で利用目的と書いてありますけど。

山本市町村課長：

真ん中の部分に提供先がございまして、たとえば地方公務員共済組合という提供先であるとすれば、その利用目的で、年金受給者の現況確認のためとこういった内容だと思いません。

清水委員：

そういうふうに出るんですね。

山本市町村課長：

はい。

不破会長：

アクセスログのなかに利用目的が入るということは、実際に端末のほうから検索をするときに、そうすると今後は利用目的を打ち込むことになるということなんですか。

例えば、地方自治情報センターの端末では今後は利用目的を打ち込むということになるということなのですか。

山本市町村課長：

そういったことではないと考えますが、確認をして、ご報告いたします。

不破会長：

よろしいでしょうか。それではこのあとの実際の現場の説明につきまして事務局のほうからご説明いただけますか。

松林情報政策課長：

情報政策課長の松林憲治でございます。このあと実際に今申し上げましたファイアウォールそれから住基の関係の機器こういったものが置かれている状況、それから並びにネットワークがこういった形で組まれているか。これについてどう利用されているかということも含めまして、これは非公開で行いますので、いったんこの場を閉じていただいたあと別室で説明させていただきます。

不破会長：

よろしく願いいたします。それでは次回の審議会の開催時期等につきまして、事務局のほうからご発言がありましたらお願いいたします。

山本市町村課長：

次回でございますけれど、これから議会ということになりまして、市町村等におきましても、県もそうでございますが、4月に選挙ということもございまして日程につきましては私どものほうでは申し上げられませんが委員の方からご意見がございましたらお願いします。

不破会長：

いくつかの審議内容につきましては、緊急を要するものもあるかと思っているんですけども、各委員いかがでしょうか。

清水委員：

現場の方がかなりの繁忙時期であり、議会もまさに住民課が対応するので、3月の下旬

や4月の上旬というのは避けてほしいというのがあったと思うので、調査はそれよりも前にするのと、会議をこちらも開くとすれば、それを踏まえてですから3週間後か1ヶ月後ぐらいのところでどうでしょうか。ある程度調査もして議論もできるし、その間に現場の担当者たちが決まって意見交換するような場をどうするかと、また我々の会ったりする機会もあるし、そういうなかで積み重ねていって次回には提案できるようにするというのではどうでしょうか。

不破会長：

本日、ご欠席の佐藤委員のご予定も聞かなければいけませんので、このあと早急に決めさせていただいて、今日中に次回の日程は決めたいと思いますのでよろしくお願いします。それではこの場での議論を終了とし、委員の皆様には事務局の案内により移動をお願いします。本日はたいへん闊達なご議論ありがとうございました。